

第1編 総論

第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等

市は、住民の生命、身体及び財産の保護に関する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ

(1) 市の責務

市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び東京都の国民の保護に関する計画（以下「都国民保護計画」という。）を踏まえ、市の国民の保護に関する計画（以下「市国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 市国民保護計画の位置づけ

市は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。

(3) 市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項に掲げる事項について定める。

2 計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

第1編 総論

第2編 平素からの備え

- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 大規模テロ等（緊急対処事態）への対処
- 資料編

3 計画の見直し、変更手続

(1) 市国民保護計画の見直し

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置にかかる研究成果や新たなシステムの構築、都国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、市国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求める。

(2) 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の見直しに当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、東京都知事（以下「都知事」という。）に協議し、市議会に報告し、公表する。

（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び都知事への協議は要しない。）。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

(1) 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は最小限のものに限り、公正かつ適切な手続の下に行う。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 国民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、都、近隣市町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 国民の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

(6) 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

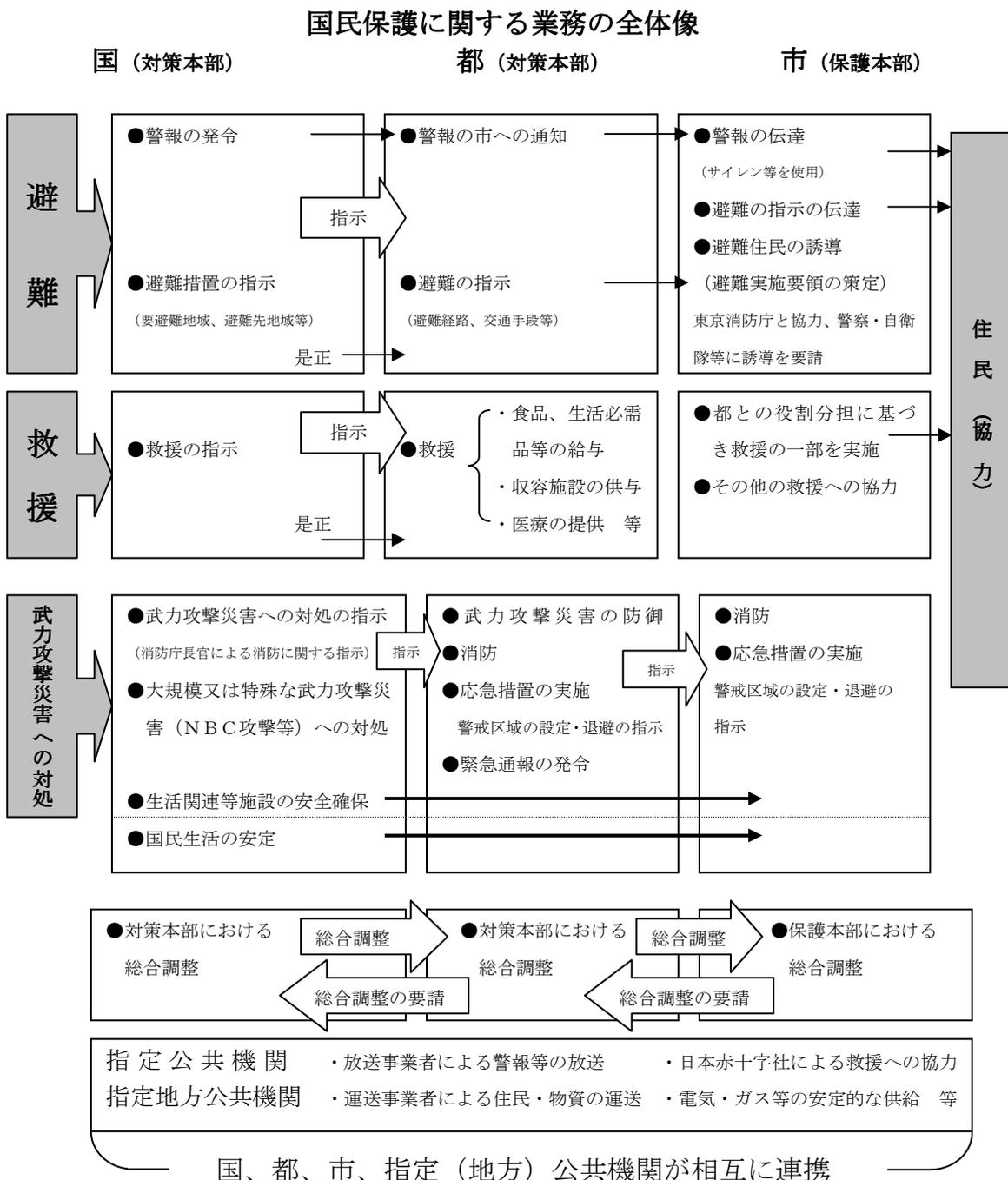
また、市は、国民保護措置を実施するに当たって、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

- (7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重
市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。
- (8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保
市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。
- (9) 外国人への国民保護措置の適用
市は、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護するなど、国民保護措置の対象であることに留意する。

第3章 市及び関係機関の事務又は業務の大綱等

市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

【国民保護措置の全体の仕組み】



○ 市の事務

機関の名称	事務又は業務の大綱
東大和市	<ol style="list-style-type: none"> 1 市国民保護計画の作成 2 市国民保護協議会の設置、運営 3 市国民保護対策本部（以下「市保護本部」という。）及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織・体制の整備、訓練 5 警報の内容の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防（消防団・消防水利事務に限る。）、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 生活基盤等の確保、その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

○ 都の事務（都国民保護計画より）

機関の名称	事務又は業務の大綱
東京都	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織・体制の整備、訓練 5 警報の通知 6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施 7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 9 生活基盤等の確保、生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施 10 交通規制の実施 11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

○ 関係機関の連絡先
資料編

第4章 市の地理的、社会的特徴

市は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等について定める。

(1) 位置・地形

東大和市は、東京都心から西へ約35kmの位置にあり、市役所は（中央3丁目930番地）北緯35度44分43秒、東経139度25分36秒（世界測地系）に位置していて、標高は98mである。

市の北側は、標高150mほどの狭山丘陵が東西に10kmほど伸び、それに並行する形で南にやや低い武蔵野台地が広がっている。台地は、西から東に流れる奈良橋川や空堀川による浅い谷に刻まれているが、全体としてはわずかに東に傾いた平坦な形である。

面積13.54km²、外周約19.2km、東西に延びた地形をしていて、隣接する市は、東に東村山市、南に立川市・小平市、西に武蔵村山市、北に多摩湖（村山貯水池）を挟んで埼玉県所沢市である。

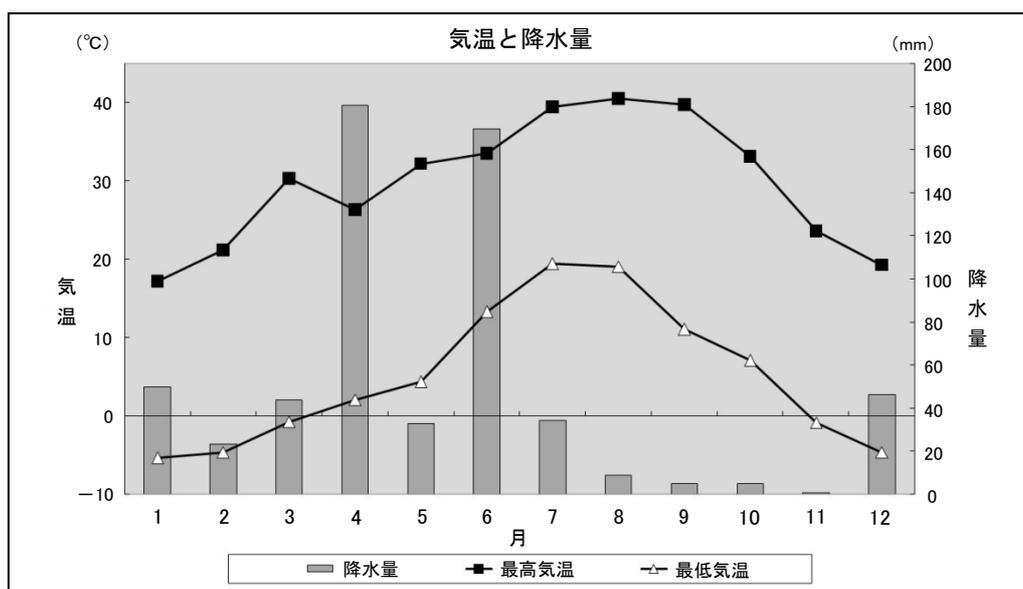
地形は、大きく分けて市北部の丘陵地と市街地の大部分を占める台地に分けられる。

(2) 気候

気候は温和で、いわゆる東日本気候に属している。

平成25年の月別最高気温・最低気温・降水量

資料：都立薬用植物園



※平成25年の降水量は、機器の不備により7～11月のデータが欠損している。

(3) 面積・人口

地目別面積

統計東やまと平成25年版

地目		面積 (ha)	構成比 (%)
田		—	—
畑		68.7	5.1
宅地		598.5	44.2
山林		49.2	3.6
雑種地		12.7	0.9
貯水池	水面	151.1	11.2
	山林	159.8	11.8
その他 (道路を含む)		314.0	23.2
合計		1354.0	100.0

世帯・人口 (住民基本台帳)

平成26年10月1日現在

世帯数 (世帯)	人口 (人)		
	総数	男	女
37,701	86,088	42,592	43,496

(外国人住民を含む)

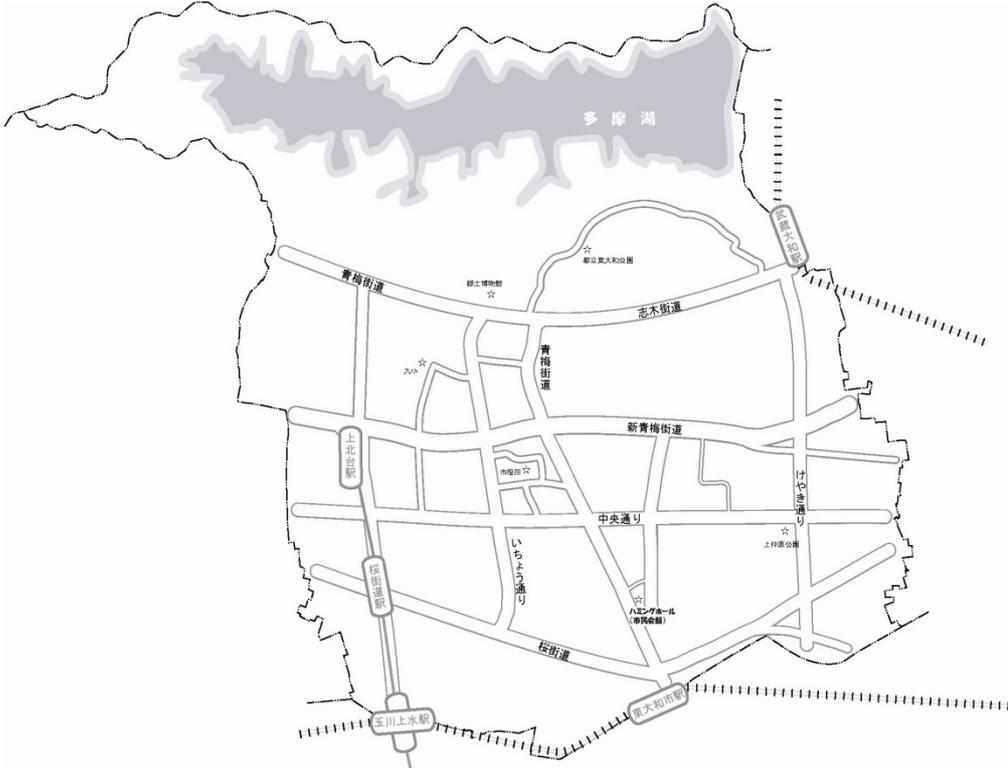
町丁別人口

町丁別	世帯数 (世帯)	人口 (人)		
		総数	男	女
多摩湖	1	2	1	1
芋窪	2,204	5,233	2,623	2,610
蔵敷	2,395	4,985	2,522	2,463
奈良橋	1,726	4,214	2,111	2,103
湖畔	1,150	2,727	1,318	1,409
高木	1,231	3,001	1,513	1,488
狭山	1,789	4,173	2,122	2,051
清水	2,436	5,643	2,815	2,828
上北台	2,164	4,597	2,317	2,280
桜が丘	5,996	15,097	7,282	7,815
立野	1,999	4,517	2,258	2,259
中央	1,843	4,396	2,261	2,135
南街	4,004	8,355	4,147	4,208
仲原	1,271	3,283	1,617	1,666
向原	4,224	9,054	4,372	4,682
清原	1,692	3,324	1,537	1,787
新堀	1,576	3,487	1,776	1,711
総数	37,701	86,088	42,592	43,496

(4) 道路の位置等

道路は都道として市の中央を東西に新青梅街道、南北に青梅街道、北部に東村山市に向かい志木街道、市西部には多摩都市モノレールに平行し芋窪街道がある。

主要な市道として東西に中央通り、南北にいちよう通り、東にけやき通り、南部に用水北通り、桜街道等がある。



(5) 鉄道、モノレールの位置等

市域には、都心とを結ぶ重要な東西の輸送機関として、南に西武拝島線、東に西武多摩湖線が位置し、それぞれ玉川上水駅、東大和市駅、武蔵大和駅がある。

また、平成12年に全面開通した、多摩都市モノレールは多摩南北間を結ぶ重要な交通機関となっている。市内の駅は上北台駅、桜街道駅、玉川上水駅があり、玉川上水駅では西武拝島線と接続している。それぞれの位置は上図に示すとおりである。

(6) 自衛隊施設等

市内に自衛隊施設は存在しないが、隣接する立川市には自衛隊基地がある。また、当市から西方約10kmの位置には米軍横田基地が存在する。

(7) 消防

市は、消防団事務及び消防水利事務を除く消防事務を東京消防庁に委託している。所轄となる消防署は東京消防庁北多摩西部消防署である。

市消防団は、七個分団からなり、団員数170名、ポンプ車7台、指揮車1台、広報車1台（平成26年10月1日現在）で編成されている。

(8) その他

市北部には市面積の約20%を占める多摩湖（村山貯水池）があり、都民の水がめとなっている。

第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、以下のとおり都国民保護計画において想定されている武力攻撃事態4類型及び緊急処理事態4類型を対象とする。また、それぞれの類型において、NBC兵器等を用いた攻撃が行われる可能性があることも考慮する。

*N：核（物質） Nuclear B：生物剤 Biological C：化学剤 Chemical

1 武力攻撃事態

市国民保護計画においては、武力攻撃事態として、都国民保護計画において想定されている以下に掲げる4類型を対象とする。

事態類型	特 徴
1 着上陸攻撃 ・ 多数の船舶等をもって沿岸部に直接上陸して、我が国の国土を占領する攻撃	<p>〈攻撃目標となりやすい地域〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 船舶により上陸する場合は、上陸用小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標となりやすいと考えられる。 ○ 航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域が目標となる可能性が高く、当該空港が上陸用の小型船舶等の接岸容易な地域と近接している場合は特に目標となりやすいと考えられる。なお、着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。 <p>〈想定される主な被害〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、石油コンビナートなど、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次災害の発生が想定される。 <p>〈被害の範囲・期間〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。 <p>〈事態の予測・察知〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 攻撃国の船舶、戦闘機の集結の状況、進行方向等から、事前予測が可能である。

<p>2 ゲリラや特殊部隊による攻撃</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 比較的少数の特殊部隊等を潜入させ、重要施設への襲撃や要人の暗殺等を実施する攻撃 	<p>〈攻撃目標となりやすい地域〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 都市部の政治経済の中核、鉄道、橋りょう、ダム、原子力関連施設などに対する注意が必要である <p>〈想定される主な被害〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 少人数のグループにより行われ、使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。 <p>〈被害の範囲・期間〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次災害の発生も想定される。 <p>〈事態の予測・察知〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。
<p>3 弾道ミサイル攻撃</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 弾道ミサイルを使用して我が国を直接打撃する攻撃 	<p>〈攻撃目標となりやすい地域〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。 <p>〈想定される主な被害〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 通常弾頭の場合にはNBC弾頭の場合と比較して被害は局限され家屋施設等の破壊、火災等が考えられる。 <p>〈被害の範囲・期間〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 弾頭の種類（通常弾頭又はNBC弾頭）により、被害の様相が大きく異なる。ただし、着弾前に弾頭の種類を特定することは困難である。 <p>〈事態の予測・察知〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 発射後、極めて短時間で我が国に着弾することが予想される。
<p>4 航空攻撃</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 爆撃機及び戦闘機等で我が国領空に侵入し、爆弾等を投下する攻撃 	<p>〈攻撃目標となりやすい地域〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば、都市部が主要な目標となることも想定される。また、ライフラインのインフラ施設が目標となることもあり得る。 <p>〈想定される主な被害〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。 <p>〈被害の範囲・期間〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 航空攻撃はその意図が達成されるまで繰り返し行われるとも考えられる。 <p>〈事態の予測・察知〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比

	較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。
--	---

2 緊急処理事態

市国民保護計画においては、緊急処理事態として都国民保護計画において想定されている以下に掲げる4類型を対象とする。

事態類型	特 徴
1 危険物質を有する施設への攻撃	<ul style="list-style-type: none"> ○ 原子力事業所等の破壊が行われた場合、大量の放射性物質が放出され、周辺住民は被ばくするとともに、汚染された飲食物を摂取した住民が被ばくする。(都内には原子力事業所等は存在しない。) ○ 石油コンビナート及び可燃性ガス貯蔵施設等が爆破された場合、爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生じる。(都内に石油コンビナートは存在しない。) ○ 危険物積載船への攻撃が行われた場合、危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障が生じる。 ○ ダムの破壊が行われた場合、下流に及ぼす被害(水害)は多大なものとなる
2 大規模集客施設等への攻撃	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模集客施設(ターミナル駅、劇場、大規模な商業施設など)や列車等の爆破が行われた場合、爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる。
3 大量殺傷物質による攻撃	<ul style="list-style-type: none"> ○ 3「NBCを使用した攻撃」(次頁)と同様の被害を発生させる。
4 交通機関を破壊手段としたテロ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 航空機等による自爆テロが行われた場合、主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。 ○ 攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺にも大きな被害が発生するおそれがある。 ○ 爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動にも支障が生じる。

3 NBCを使用した攻撃

武力攻撃事態、緊急対処事態の各類型において、NBC攻撃（核等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器等による攻撃をいう。）が行われることも考慮する。

事態類型	特 徴
1 核兵器等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 核兵器を用いた攻撃による被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線によって、その後は放射性降下物（灰等）や初期核放射線を吸収した建築物や土壌から発する放射によって生ずる。 ○ ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらす。 ○ 放射性物質又は放射線の存在は五感では感知できない。 ○ 原因となる放射性物質や放射線種の特定が困難である。
2 生物兵器等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人に知られることなく散布することが可能である。 ○ 生物兵器が使用されたと判明したときには、感染者が移動することにより、二次的な感染を引き起こし、広範囲に多数の感染者が発生するおそれがある。 ○ 生物兵器としては、一般的に、天然痘、炭そ菌、ペスト等があげられている。
3 化学兵器等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 急性症状を有する死傷者が発生するが、原因物質の特定は困難である。 ○ 建物屋内や交通機関内部など閉鎖的な空間で発生した場合、多数の死傷者が発生する可能性がある。 ○ 地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は地をほうように広がる。 ○ 特有のにおいのあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なる。 ○ 化学兵器としては、一般的に、サリン、VXガス、マスタードガス、イペリット等があげられている。